

## さいたま市告示第427号

平成20年さいたま市告示第1189号（さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の規定に基づく建築材料中の石綿の含有の状況を分析する方法）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月27日

さいたま市長 清水 勇 人

題名を次のように改める。

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則第45条第2項に規定する建築材料中の石綿の含有の状況を分析する方法として市長が定める方法

本文中「日本工業規格A1481-3」の下に「及び日本工業規格A1481-4」を加え、「、又はこれと同等以上の精度を有する分析方法により行うものとする。」を「、又はこれと同等以上の精度を有する分析方法とする。」に改める。

# さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則第45条第2項 に規定する建築材料中の石綿の含有の状況を分析する方法として 市長が定める方法

(平成20年11月19日告示第1189号)

[改正] 平成26年10月24日告示第1501号

[改正] 平成30年 3月27日告示第 427号

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第104号）第45条第2項の規定に基づき、建築材料中の石綿の含有の状況を分析する方法を次のとおり定めたので、告示する。

建築材料中の石綿の含有の状況を分析する方法は、日本工業規格A1481-1、日本工業規格A1481-2、日本工業規格A1481-3及び日本工業規格A1481-4に定められた分析方法、又はこれと同等以上の精度を有する分析方法とする。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。